

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿蘇市	阿蘇 (内牧、三久保、成川、小里、湯浦、西湯浦、西小園、黒流町、今町、小倉、小池、山田、新村、下の原、小野田町、本村、道尻、下役犬原、上役犬原、西町、竹原、蔵原、北黒川、南黒川、元黒川、上西黒川、下西、乙姫、黒川千丁、永草、枳、赤水、車帰、狩尾一区、狩尾二区、狩尾三区、跡ヶ瀬、的石)	令和4年2月16日	令和 年 月 日

I 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	3,547.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2,778.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1,004.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	226.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	212.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	438.5ha
(備考)	

2 対象地区的課題

すぐに受け手の確保が必要となる農地は今のところないものの、70歳以上の農業者が後継者がない農地も226.7haある。

農業者の大部分が60~70代で占められており、高齢化が進んでいる。また、後継者がない世帯が多く、農家の後継者も、農業以外の職種についており、農業後継者となる見込みが低い。

地区内の大規模水稻農家についても、耕作地が分散しており、集約なしでの規模拡大は困難な状況となっている。他の担い手も施設園芸農家で農地の規模拡大意向は少ない。

担い手農家が規模拡大できるよう、面的集積により農地利用の効率を向上させる、あるいは新たな担い手農家の確保を行うことが必要。

また、地区内農地の多くが湿田であることから、排水条件の改善を図る必要がある。

コンバイン等の農業用機械は一定程度共同化が進んでいるが、老朽化しており更新の必要がある。しかしながら土地利用型作物の収益性が低く設備投資が困難な状況にある。

鳥獣被害が増えており、特に集落周辺の未整備農地の耕作放棄地化が懸念される。基盤整備地区での作物被害も出ており、まとまった範囲での電気牧柵設置などの対応が必要。

共同作業で行っている水路や農道等の管理について、広範囲な管理エリアに対して高齢化により作業人員が減少しており、負担が大きくなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

内牧の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。新規就農者の受け入れを積極的に行う。

補助事業を有効活用する。特に阿蘇谷13工区は、今後土地改良施設の更新に係る事業化も予定されているので、同時に排水対策や農地集積を図っていく。

有害鳥獣対策のため、地域ぐるみで対策を検討していく。

三久保の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。新規就農者の受け入れを行う。電気牧柵等の防止策の検討を行う。新技術の導入による労働負担の軽減を図る。

成川の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。新規就農者の受け入れを積極的に行う。

省力化をできる限り図りたい。スマート農業の導入も、補助事業があれば検討していきたい。

小里の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。新規就農者の受け入れを積極的に行う。

補助事業を有効活用する。特に、圃場整備された農地の改善とコンバインの更新をしたい。また、省力化を図るため、スマート農業の導入も検討していきたい。

有害鳥獣対策のため、地域ぐるみで対策を検討していく。

湯浦の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。また、地域外の営農組合等との連携も検討していきたい。新規就農者の受け入れを行う。

補助事業を有効活用する。特に省力化が図れるような取り組みを行っていく。

有害鳥獣対策のため、地域ぐるみで対策を検討していく。

西湯浦の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。刈り取りの作業を、できれば外部委託で検討したい。新規就農者の受け入れを行う。

補助事業を有効活用する。特に有害鳥獣対策、省力化を図りたい。また、コンバイン等の農業機械の更新を進めていきたい。

西小園の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。新規就農者の受け入れを行う。補助事業を有効活用する。特にドローン防除等、スマート農業の導入を検討し、省力化を図っていきたい。

黒流町の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者、新規就農者が担う。

農業者の高齢化に備え、集落営農法人の収益力の向上、周年雇用の実現により後継者の確保と育成を行う。

今町の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。

新規就農者の積極的な受け入れを行い、農業後継者の確保に努める。

除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。

隣接集落の法人への作業委託も検討しながら、作業人員の確保に努める。

小倉の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者及び新規就農者が担う。

効率的な農地利用と負担軽減を図るために、農地の集約と団地化を進める。

幹線排水路等について、張芝による除草作業負担軽減を検討する。

基盤整備外の農地については、耕作条件が悪く収益性が低いことから、林地化を含め対応を検討していく。

小池の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。

稻刈りなど、基幹作業の大部分を他集落の大規模農業者に委託している状況であり、今後も、隣接集落の法人への作業委託も検討しながら、作業人員の確保に努める。

山田の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
基盤整備水田について、面的集積を進め、団地化やブロックローテーションによる経営効率化を進める。
地区内の農業者を確保するため、周年作業ができる作付体系や、収益確保の方策を検討する。

新村の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
集落内の農業者で、当面の間は農地の耕作を継続していくが、面的集積を進めることで、効率的な農地利用を行い一戸あたりの経営面積を拡大する。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。
隣接集落の法人への作業委託も検討しながら、作業人員の確保に努める。

下の原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
集落内の農業者で、当面の間は農地の耕作を継続していくが、面的集積を進めることで、効率的な農地利用を行い一戸あたりの経営面積を拡大する。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。
隣接集落の法人への作業委託や、広域的な連携も検討しながら、作業人員の確保に努める。

小野田町の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。
担い手の確保のための条件整備として、区画整理、パイプライン化を図りたい。
隣接集落の法人への作業委託や、広域的な連携も検討しながら、作業人員の確保に努める。

本村の農地利用は、中心経営体である集落営農組合が担う。
集落内の農業者で、当面の間は農地の耕作を継続していくが、近隣集落も含めた団地化による経営効率化、二毛作、2年3作による高収益化を図る。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。
隣接集落の法人への作業委託や、広域的な連携も検討しながら、作業人員の確保に努める。

道尻の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。
地域に若い担い手がおり作業受託も含め5年くらいは引き受けが確保できている。新規就農者の確保も必要なため地域で受け入れを行う。入作者と連携して、担い手が耕作しやすいように集積を図る。
機械利用組合でコンバイン、営農組合でトラクターを導入しており、今後も個人の負担軽減のためにも導入を検討していく。また、電柵設置による鳥獣害被害の防止を図る。

下役犬原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。可能な限り集落内の農業者による耕作を続ける。新規就農者の受け入れによる担い手確保を検討する。
麦・大豆の作付けによる収益確保を検討する。

上役犬原の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者と新規就農者が担う。新規就農者の受け入れによる担い手確保を図る。
法人内で離農意向がある人がいるが、しばらくは法人内で引き受けて耕作を行う。
麦等の作物転換を行い収益確保・作業の分散を検討していく。

西町の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者が担う。新規就農者の受け入れの機会があれば受け入れる。
鳥獣被害に電柵設置や作物の転換(トウモロコシ→牧草)等で対策
共同機械の導入で個人負担の軽減を図る。

竹原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。新規就農者の受け入れによる担い手確保を図る。
鳥獣被害が多いので、電気牧柵の設置を進める。

蔵原の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者、新規就農者が担う。可能な限り集落内の担い手（法人）で耕作を続ける。また、法人内のオペレーターを育成するとともに、農業者以外の労力の確保を進める。
排水状況を改善させるため、地区全体で60ha区画の基盤整備及びシートパイプの整備を進めたい。
先進地視察等の研修を実施し経営改善を行う。補助事業活用によるスマート農業導入を進める。

北黒川の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者、新規就農者が担う。可能な限り集落内の担い手（法人）で耕作を続ける。・法人内のオペレーターを育成するとともに、雇用就農者の受け入れを検討する。新規就農者の受け入れも行いたい。
区画拡大による効率化の推進を行い、入り作者との連携を図り、麦の団地化による作付けを検討する。
補助事業活用によるスマート農業導入を進め、共同機械による個人負担の軽減を図る。

南黒川の農地利用は、可能な限り集落内の中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担っていく。
鳥獣害の対応としては作付ができないため、野草を草堆肥として利用し維持していく。
線路の南側の農地は、基盤整備が計画されており整備が行われれば作業の効率が向上され、作物の転換も期待される。

元黒川の農地利用は、可能な限り集落内の中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担っていく。
新規就農者の受け入れを行う。
基盤整備が計画されており入り作者との調整により集積を行い、作業の効率化を図り、将来的にはスマート農業の導入を検討する。

上西黒川の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者等が担うほか、地区で経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。
補助事業を有効活用する。特に、個人所有の機械が更新できる事業があれば活用したい。

下西の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者等が担うほか、地区で経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。
補助事業を有効活用する。特に、暗渠排水の整備と農業機械が更新できる事業があれば活用したい。

乙姫の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者等が担うほか、地区で経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。
補助事業を有効活用する。特に、農業機械が更新できる事業があれば集落営農組合及び個人とも活用したい。

黒川千丁の農地利用は、中心経営体である農事組合法人、認定就農者等が担うほか、地区で経営を希望する新規就農者の受け入れを促進する。集約ができれば、地区外の農地受け入れも進める。
補助事業を有効活用する。特に、農業機械（トラクター、コンバイン5条、乾燥調整施設）と農機具格納庫、暗渠排水を整備していきたい。
土壤条件に合う水稻、高収益作物の導入を進め、法人の経営安定を図りたい。

永草の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
集落内に大規模水稻農家が複数経営体あり、当面は当該経営体と地区内の農業者で維持を行う。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。

枳の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。
当面は現在の耕作者が引き続き耕作を行い、将来引き受けが必要となる農地については、地区内の規模拡大意向のある認定農業者2法人により耕作を行う。

赤水の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。
当面は現在の耕作者が引き続き耕作を行い、将来引き受けが必要となる農地については、地区内の規模拡大意向のある認定農業者により耕作を行う。
経営効率化に向け、面的集積を進めるとともに、有害鳥獣対策を地域ぐるみで取り組む。

車帰の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
当面は現在の耕作者が引き続き耕作を行い、将来引き受けが必要となる農地については、地区内の認定農業者が担う。
経営効率化に向け、面的集積を進めるとともに、有害鳥獣対策を地域ぐるみで取り組む。

狩尾一区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
当面は現在の耕作者が引き続き耕作を行い、将来引き受けが必要となる農地については、地区内の規模拡大意向のある認定農業者により耕作を行う。
共同活動の負担が大きくなっているため、省力化機械の導入や委託による負担軽減を検討する。

狩尾二区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。
当面は現在の耕作者が引き続き耕作を行い、将来引き受けが必要となる農地については、地区内の規模拡大意向のある認定農業者により耕作を行う。
区画拡大や面的集積により効率的な作業体系の確立を図る。
共同活動の負担が大きくなっているため、省力化機械の導入や委託による負担軽減を検討する。

狩尾三区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。
集落内に畜産農家が複数経営体あり、当面は当該経営体と地区内の農業者で維持を行う。
効率的な農業経営を行うため、面的集積を進める。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。

跡ヶ瀬の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
当面は地区内の農業者で維持を行う。将来は認定農業者を中心に農地の引き受けを検討する。
効率的な農業経営を行うため、面的集積を進める。
除草作業等における農業者の負担軽減のため、省力化機械の導入を行う。

的石の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者が担う。
当面は地区内の農業者で維持を行う。将来は集落営農法人や認定農業者を中心に農地の引き受けを検討する。
効率的な農業経営を行うため、面的集積を進め、米、麦、大豆の2年3作体系を確立する。